

市立東大阪医療センター第3期中期計画（案）概要版

【各文書との相関】

第3期中期目標（東大阪市）

←大阪府医療計画（地域医療構想を含む）等（*）との整合

*大阪府がん対策推進計画、大阪府医師確保計画等

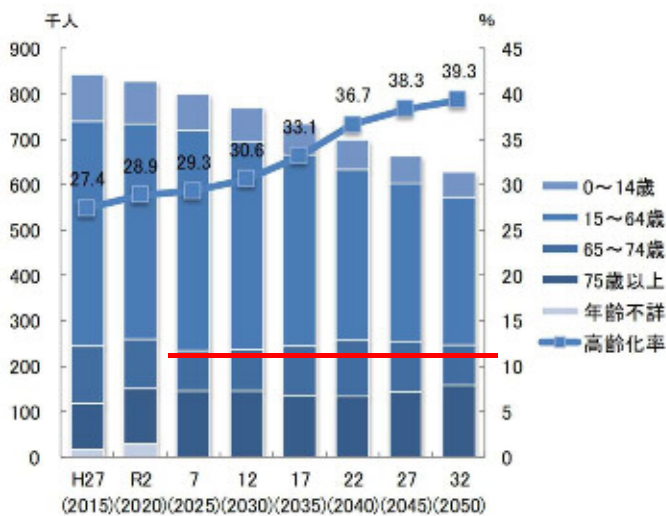
第3期中期計画（医療センター）

←「公立病院経営強化プラン」を兼ねる必要あり

各年度計画（医療センター）

【背景（中河内二次医療圏）】（第8次大阪府医療計画より一部引用）

<将来人口推計>



○人口は2015年をピークに減少傾向であると推計されています。

○高齢化率は2015年の27.4%から2050年には39.3%に上昇すると推計されています。

⇒人口は減っても、医療を必要とする高齢者は減らず（左図赤線参照）、当面、患者数は大きくは減らないと考えられます。

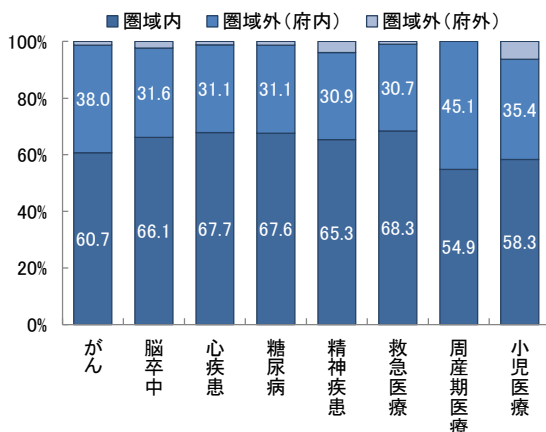
(主な現状と課題)

◆主な疾病事業等における患者の受療状況は、外来・入院患者ともに、圏域外へ流出超過の傾向となっています。また、入院患者の圏域外への流出割合は、がん・小児医療・周産期医療で35%以上と高くなっています。

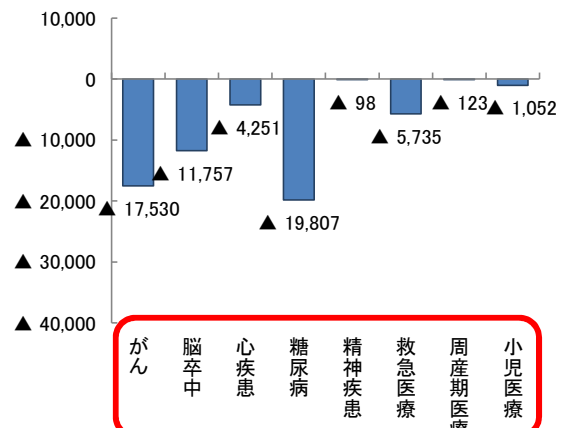
◆令和元年から令和3年の標準化死亡比（SMR）をみると、悪性新生物では、男性1.047 女性1.082であり、心疾患では、男性1.142 女性1.123、脳血管疾患では、男性1.064 女性1.097となっており、健康指標の動向を注視する必要があります。

※SMR>1は大阪府の標準より高い死亡比を表す

図表 10-4-12 入院患者の流出【割合】
（患者の入院先医療機関の所在地）



図表 10-4-13 入院患者の「流入－流出」【件数】
（圏域に所在する医療機関の入院レセプト件数
－圏域に住所を有する患者の入院レセプト件数）



【方針】

入院患者の圏域外への流出が3割を超える中河内二次医療圏において、高度急性期・急性期を担う地域医療支援病院として、質の維持・向上のための人材の確保、そのための環境・設備の整備を行い、圏域内での入院医療の自己完結率向上に貢献する。

第8次大阪府医療計画（R6～R11年度の6年間）に沿って、新興感染症発生時や災害時といった有事に備えた医療体制の整備、また、超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築を基本とする。

【第3期中期計画におけるポイント】

1. 病床機能分化・連携の推進（地域医療構想）における急性期医療の充実

- 高度急性期病床の増床（急性期病床からの転換）に伴う HCU の整備 P2
- がん・脳卒中などの脳血管疾患・急性心筋梗塞などの心血管疾患への医療提供の強化、P6～8
また、救急医療・周産期医療・小児医療の体制強化と充実 P4～7
- 施設・設備面の強化（救急外来・小児科救急外来改修、外来 CT 装置整備、救急ベッド整備、救急ワークステーション設置、および療養環境整備を含む） P4、P30

2. 超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築

- 高齢者医療の充実 P9
 - ・認知症の早期発見・治療：認知機能検査の充実と、PET-CT 検査による軽度認知障害（MCI）およびアルツハイマー病の早期発見と早期治療。
 - ・高齢者特有の疾患への対応：大腿骨頸部骨折や関節症に対する最先端の治療法の導入や低侵襲手術の推進、手術支援ロボットの活用など、高齢者患者に最適な医療を提供。
- 救急医療体制の強化 P4
 - ・救急外来の体制充実と入院患者の増加および救急下り搬送体制の整備。
- 周産期医療・小児医療の充実 P5～6
 - ・周産期救急医療体制の強化：産科危機的出血、妊婦心停止・死産期帝王切開、超緊急帝王切開、新生児蘇生など、緊急性の高い医療に対応できる体制を構築。
 - ・地域周産期母子医療センターの充実：ハイリスク妊娠、特定妊婦を含む受入れの強化
 - ・小児救急医療体制の充実（小児発熱外来、小児科救急外来の改修・整備を含む）
- 成長・持続可能な医療体制の整備 P21～22
 - ・人工知能（AI）を導入し、医療 DX の加速化による医療の質向上と事務の効率化、および次世代型電子カルテシステムへの移行準備（電子カルテシステム更新を含む）
 - ・経営強化のための新規入院患者の増加と、それに向けた医療機関等との機能分化と連携強化 P17～18
 - ・働き方改革の推進および人材の確保による体制強化

3. 有事に備えた医療体制整備

- 第8次大阪府医療計画に則した病院の耐震化、非常用自家発電設備の設置、浸水対策
 - ・水害対策および災害拠点病院としてのエネルギー設備の移設と強化 P30、P4
 - ・災害時の業務継続計画（BCP）に則った訓練の実施、災害対応できる人材の育成
- 新興感染症の発生・まん延時の対応
 - ・大阪府との協定締結医療機関として平時より病床の確保や発熱外来に向けた体制整備 P10～11